

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案 新旧対照条文  
 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第二十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平</p>	<p>（所掌事務）            第二十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇う管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

成十九年法律第  
た事項を処理する。

号)の規定によりその権限に属させられ